

告 示 (第1号)

松山商工会議所定款第35条、同第36条の規定により任期満了となる議員選挙の執行にあたり議員選挙規程第11条、同第12条の規定に基づき、選挙人名簿を下記の通り閲覧に供する。

記

選挙人名簿 閲覧期日

令和4年8月8日(月) ~ 令和4年8月19日(金)

(毎日午前8時30分~午後5時、但し土・日曜日、祝日を除く)

同 閲覧場所

松山商工会議所

以上、議員選挙規程第2条により告示する。

令和4年7月26日

松山商工会議所選挙管理委員会
委員長 西山 周



備 考

選挙人名簿に対し異議のある方は、8月19日(金)までに当委員会までお申し出ください。